

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

## 経営者集中審査暫定規定

(国家市場監督管理総局令第30号として2020年10月23日発布、同年12月1日施行)

### 第1章 総則

第1条 経営者集中反独占審査業務を規範化するために、「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という。)及び「経営者集中申告基準に関する国務院の規定」に基づき、本規定を制定する。

第2条 国家市場監督管理総局(以下「市場監督管理総局」という。)は、経営者集中反独占審査業務に責任を負い、かつ、違法に実施される経営者集中に対して調査処理を行う。市場監督管理総局は、業務の必要に基づき、経営者集中審査の実施を省・自治区・直轄市の市場監督管理部門に委託することができる。

第3条 本規定にいう「経営者集中」とは、独占禁止法第20条所定の、次の各号に掲げる状況をいう。

- (一) 経営者が合併すること。
- (二) 経営者が持分又は資産を取得する方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得すること。
- (三) 経営者が契約等の方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得すること、又はその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができるようになること。

第4条 経営者が取引を通じてその他の経営者に対する支配権を取得するか否か、又はその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができるようになるか否かを判断する場合には、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 取引の目的及び将来の計画
- (二) 取引前後におけるその他の経営者の持分構造及びその変化
- (三) その他の経営者の株主総会の決議事項及びその決議メカニズム、並びにその過去の出席率及び決議状況
- (四) その他の経営者の董事会又は監事会の構成及びその決議メカニズム
- (五) その他の経営者の高級管理職員の任免等
- (六) 議決権行使の委託、共同行為者等が存在しているか否かというその他の経営者の株主、董事間の関係
- (七) 当該経営者とその他の経営者とに、重大な商業関係又は協力合意等が存在しているか否か
- (八) その他考慮すべき要素

第5条 市場監督管理総局は、経営者集中反独占審査業務を展開する場合には、全ての経営者を平等に扱わなければならない。

## 第2章 経営者集中申告

第6条 経営者集中が国务院の定める申告基準 (以下「申告基準」という。)に達する場合には、経営者は、事前に市場監督管理総局に申告しなければならない、申告しない場合には、集中を実施してはならない。

経営者集中が申告基準に達していないものの、当該経営者集中が競争の排除・制限効果を有し、又は有するおそれのある旨が、所定の手続に従って収集した事実及び証拠により示された場合には、市場監督管理総局は、法により調査を行わなければならない。

第7条 営業額には、関連経営者の前会計年度内における製品の販売及び役務の提供で獲得した収入を含め、関連する税金及び付加は差し引く。

第8条 集中に参加する経営者の営業額は、当該経営者の営業額及び申告時に当該経営者と直接的又は間接的な支配関係が存在する全ての経営者の営業額の総和でなければならない。但し、上記の経営者間の営業額は含まない。

経営者がその他の経営者の構成部分を取得する場合において、譲渡側当事者が当該構成部分に対して支配権を有しなくなり、又は決定的な影響を与えることができなくなる時は、対象経営者の営業額には、当該構成部分の営業額のみを含める。

集中に参加する経営者間、又は集中に参加する経営者と集中に参加しない経営者との間に、共同支配するその他の経営者がある場合には、集中に参加する経営者の営業額には、共同支配される経営者と第三者たる経営者との間の営業額を含めなければならない、かつ、この営業額は1回だけ計算する。

金融業経営者の営業額の計算は、金融業の経営者集中申告に係る営業額計算の関連規定に従って執行する。

第9条 同一の経営者間で2年以内に複数回実施された、申告基準に達しない経営者集中は、1回の集中とみなさなければならない、集中期間は最後の1回の取引から起算し、集中に参加する経営者の営業額については、複数回の取引を合算しなければならない。経営者が自身と支配関係を有するその他の経営者を通じて上記の行為を実施する場合には、本規定により処理する。

前項にいう「2年内」とは、1回目の取引完了日から最後の1回の取引の合意締結日までの期間をいう。

第10条 市場監督管理総局は、経営者集中申告に対する指導を強化する。正式に申告する前に、経営者は、書面による方式にて、集中申告に係る事項につき、相談する具体的な問題を市場監督管理総局に提出することができる。

第11条 合併方式を通じて実施する経営者集中は、合併の各当事者がいずれも申告義務者となる。その他の状況における経営者集中は、支配権を取得する経営者又は決定的な影響を与えることができるようになる経営者が申告義務者となり、その他の経営者はこれに協力する。

同じ1つの経営者集中に複数の申告義務者がいる場合には、申告義務者の1者に申告を委託することができる。委託を受けた申告義務者が申告しない場合には、その他の申告義務者は、申告義務を免除されることができない。申告義務者が申告しない場合には、集中に参加するその他の経営者は、申告を提出することができる。

申告者は、自ら申告することも、法により他人に代理申告を委託することもできる。

第12条 申告文書・資料は、次の各号に掲げる内容を含んでいなければならない。

- (一) 申告書。申告書には、集中に参加する経営者の名称、住所、経営範囲及び集中を実施する予定の日付を明記し、かつ、申告者の身分証明書又は登録登記文書を添付しなければならない。国外申告者は、当該地域の公証機関の公証文書及び関連する認証文書も提出しなければならない。申告を代理人に委託する場合には、授權委託書を提出しなければならない。
- (二) 集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明。これには、集中取引の概要、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェア及び市場に対するその支配力、主要競争者及びその市場シェア、市場集中度、市場参入、業界発展の現状、市場競争の構造・業界の発展・技術の進歩・国民経済の発展・消費者及びその他の経営者に対する集中の影響、並びに集中による関連市場の競争に対する影響の効果評価及び根拠を含む。
- (三) 集中合意。これには、合意書、契約及び相応する補充文書等の各種形式の集中合意文書を含む。
- (四) 集中に参加する経営者の、会計士事務所の会計監査を経た前会計年度の財務会計報告
- (五) 市場監督管理総局が提出を要求するその他の文書・資料

申告者は、申告文書・資料の真実性に対して責任を負わなければならない。

第13条 申告者は、申告文書・資料中の商業秘密、未開示情報又は秘密扱いの商務情報について表示を行い、かつ、同時に申告文書・資料の公開版及び秘密保持版を提出しなければならない。申告文書・資料には、中国語を使用しなければならない。

第14条 市場監督管理総局は、申告者が提出した文書・資料に対して審査確認を行わなければならない。申告文書・資料の不備を発見した場合には、所定の期限内に補充提出するよう申告者に要求することができる。申告者が期限を徒過して補充提出しない場合には、申告しなかったものとみなす。

第15条 市場監督管理総局は、審査確認を経て申告文書・資料が法定の要求に適合していると判断した場合には、不備のない申告文書・資料を受領した日をもって立件をし、かつ、書面により申告者に通知しなければならない。

第16条 経営者集中が申告基準に達しておらず、集中に参加する経営者が自由意思により経営者集中申告を提出した場合において、市場監督管理総局は、申告文書・資料の受領後に審査を経て立件する必要があると判断したときは、独占禁止法に従って立件審査をし、かつ、決定を下さなければならない。

第17条 次の各号に掲げる事由のいずれかに適合する場合には、経営者は簡易事件として申告することができ、市場監督管理総局は簡易事件手続に従って審査を行う。

- (一) 同一の関連市場において、集中に参加する経営者の占める市場シェアの和が百分の15より小さい場合。川上・川下市場において、集中に参加する経営者の占める市場シェアがいずれも百分の25より小さい場合。同一の関連市場になく、川上・川下関係も存在しない集中に参加する経営者につき、取引と関係のある各市場において占める市場シェアがいずれも百分の25より小さい場合
- (二) 集中に参加する経営者が中国国外において合弁企業を設立し、合弁企業が中国国

内において経済活動に従事しない場合

(三) 集中に参加する経営者が国外企業の持分又は資産を買収し、当該国外企業が中国国内において経済活動に従事しない場合

(四) 2者以上の経営者が共同支配する合弁企業が、集中を通じ、うち1者以上の経営者に支配される場合

第18条 本規定第17条に適合しているものの、次の各号に掲げる事由のいずれかが存在する経営者集中については、簡易事件とみなさない。

(一) 2者以上の経営者が共同支配する合弁企業が集中を通じてうち1者の経営者に支配され、当該経営者と合弁企業とが同一の関連市場における競争者に該当し、かつ、市場シェアの和が百分の15より大きい場合

(二) 経営者集中が及ぶ関連市場の画定が困難である場合

(三) 経営者集中が市場参入及び技術の進歩に不利な影響を及ぼすおそれがある場合

(四) 経営者集中が消費者及びその他の関係経営者に不利な影響を及ぼすおそれがある場合

(五) 経営者集中が国民経済の発展に不利な影響を及ぼすおそれがある場合

(六) 市場競争に不利な影響を及ぼすおそれがあると市場監督管理総局が判断するその他の事由

### 第3章 経営者集中審査

第19条 市場監督管理総局は、立件の日から30日以内に、申告された経営者集中に対して初歩的な審査を行い、更なる審査を実施するか否かの決定を下し、かつ、書面により経営者に通知しなければならない。

市場監督管理総局は、更なる審査の実施を決定した場合には、決定の日から90日以内に審査完了し、経営者集中を禁止するか否かの決定を下し、かつ、書面により経営者に通知しなければならない。独占禁止法第26条第2項所定の事由に適合する場合には、市場監督管理総局は、本項所定の審査期限を延長することができる。但し、最長で60日を超えてはならない。

第20条 市場監督管理総局が審査決定を下す前において、申告者は、経営者集中申告の取下げを要求する場合には、書面申請を提出し、かつ、理由を説明しなければならない。市場監督管理総局の同意を経た場合には、申告者は、申告を取り下げることができる。

集中取引の状況又は関連市場の競争状況に重大な変化が発生し、新たに申告する必要がある場合には、申告者は、取下げを申請しなければならない。

経営者集中申告が取り下げられた場合には、審査手続は、終了する。市場監督管理総局による申告取下げへの同意は、集中に対する認可とみなさない。

第21条 審査過程において、市場監督管理総局は、審査の必要に基づき、所定の期限内に関連文書・資料を補充提供するよう申告者に要求することができる。

申告者は、経営者集中について審査を行い、及び決定を下すのに資する関係文書・資料を自ら進んで提供することができる。

第22条 審査過程において、集中に参加する経営者は、信書、ファックス、電子メール等の方式を通じ、申告関係事項について市場監督管理総局に対し書面による陳述を行うこ

とができ、市場監督管理総局は当事者の陳述を聴取しなければならない。

第23条 審査過程において、市場監督管理総局は、審査の必要に基づき、関係する政府部門、業界協会、経営者、消費者等の単位又は個人の意見を求めることができる。

第24条 経営者集中を審査する場合には、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 集中に参加する経営者の関連市場における市場シェア及び市場に対するその支配力
- (二) 関連市場の市場集中度
- (三) 市場参入及び技術の進歩に対する経営者集中の影響
- (四) 消費者及びその他の関係経営者に対する経営者集中の影響
- (五) 国民経済の発展に対する経営者集中の影響
- (六) 市場競争に影響を及ぼす、考慮すべきその他の要素

第25条 経営者集中の競争への影響を評価する場合には、関連経営者が競争を単独又は共同で排除・制限する能力、動機及び可能性を考察することができる。

集中が川上・川下市場又は関連の市場に及ぶ場合には、関連経営者が1つ又は複数の市場における支配力を利用してその他の市場競争を排除・制限する能力、動機及び可能性を考察することができる。

第26条 集中に参加する経営者の市場に対する支配力を評価する場合には、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェア、製品又は役務の代替度、販売市場又は原材料調達市場を支配する能力、財力及び技術的条件、並びに関連市場の市場構造、その他の経営者の生産能力、川下顧客の購買能力及びサプライヤー切替能力、潜在的競争者の参入に係る相殺効果等の要素を考慮することができる。

関連市場の市場集中度を評価する場合には、関連市場における経営者の数及び市場シェア等の要素を考慮することができる。

第27条 市場参入に対する経営者集中の影響を評価する場合には、経営者が生産要素、販売及び調達ルート、基幹技術、エッセンスファシリティ等を支配する方式を通じて市場参入に影響を及ぼす状況を考慮し、かつ、参入の可能性、適時性及び十分性を考慮することができる。

技術の進歩に対する経営者集中の影響を評価する場合には、技術革新の原動力、技術研究開発の投入及び利用、技術資源の統合等の方面に対する経営者集中の影響を考慮することができる。

第28条 消費者に対する経営者集中の影響を評価する場合には、製品又は役務の数、価格、質、多様化等の方面に対する経営者集中の影響を考慮することができる。

その他の関係経営者に対する経営者集中の影響を評価する場合には、同一の関連市場、川上・川下市場又は関連の市場における経営者の市場参入、取引機会等の競争条件に対する経営者集中の影響を考慮することができる。

第29条 国民経済の発展に対する経営者集中の影響を評価する場合には、経済効率、経営規模及びその関連業界の発展等の方面に対する経営者集中の影響を考慮することができる。

第30条 経営者集中の競争への影響を評価する場合には、公共の利益に対する集中の影響、集中に参加する経営者が破産に瀕する企業であるか否か等の要素も総合的に考慮するこ

とができる。

第31条 市場監督管理総局は、経営者集中が競争の排除・制限効果を有し、又は有するおそれがあると判断した場合には、申告者に告知し、かつ、集中に参加する経営者に書面意見の提出を許可する合理的期限を設けなければならない。

集中に参加する経営者の書面意見については、関連する事実及び理由を含み、かつ、相応の証拠が提供されなければならない。集中に参加する経営者が期限を徒過して書面意見を提出しない場合には、異議がないものとみなす。

第32条 集中が有し、又は有するおそれのある競争の排除・制限効果を減少させるために、集中に参加する経営者は、制限的条件付加承諾案を市場監督管理総局に提出することができる。

市場監督管理総局は、承諾案の有効性、実行可能性及び適時性について評価を行い、かつ、遅滞なく評価結果を申告者に通知しなければならない。

市場監督管理総局は、承諾案が競争に対する集中の不利な影響を減少させるのに不十分であると判断した場合には、集中に参加する経営者と制限的条件について協議を行い、合理的期限内にその他の承諾案を提出するよう要求することができる。

第33条 経営者集中取引の具体的な状況に基づき、制限的条件には、次の各号に掲げる種類を含めることができる。

- (一) 有形資産、知的財産権等の無形資産又は関連権益の分離(以下「分離業務」という。)等の構造的条件
- (二) 自身のネットワーク又はプラットフォーム等のインフラの開放、基幹技術(専利、専有技術又はその他の知的財産権を含む。)の許諾、排他的合意の終了等の行為的条件
- (三) 構造的条件と行為的条件とを組み合わせた総合的条件

分離業務は、通常の場合、関連市場における有効な競争の展開に必要な全ての要素(有形資産、無形資産、持分、基幹人員及び顧客合意又は供給合意等の権益を含む。)を有していなければならない。分離対象は、集中に参加する経営者の子会社、分支機構又は業務部門であることができる。

第34条 承諾案に実施不能のリスクが存在する場合には、集中に参加する経営者は、予備候補案を提出することができる。予備候補案は、第一候補案が実施不能となった後に効力を生じ、かつ、第一候補案の条件よりも更に厳格でなければならない。

承諾案が分離であるものの、次の各号に掲げる事由のいずれかが存在する場合には、集中に参加する経営者は、承諾案において特定の買手及び分離期間に係る提案を申し入れることができる。

- (一) 分離に比較的大きな困難が存在する場合
- (二) 分離前において、分離業務の競争性及び市場性の維持に比較的大きなリスクが存在する場合
- (三) 分離業務が市場競争を回復させることができるか否かについて、買手の身分が重要な影響を有する場合
- (四) 必要であると市場監督管理総局が判断するその他の事由

第35条 競争の排除・制限効果を有し、又は有するおそれのある経営者集中について、集中に参加する経営者の提出した制限的条件付加承諾案が、競争に及ぼされる集中の不利

な影響を有効に減少させることができる場合には、市場監督管理総局は、制限的条件付き認可決定を下すことができる。集中に参加する経営者が所定の期限内に制限的条件付加承諾案を提出することができず、又は提出した承諾案では競争に及ぼされる集中の不利な影響を有効に減少させることができない場合には、市場監督管理総局は、経営者集中を禁止する旨の決定を下さなければならない。

#### 第4章 制限的条件の監督及び実施

第36条 制限的条件付で認可された経営者集中について、義務者は、審査決定所定の義務を厳格に履行し、かつ、制限的条件の履行状況を規定に従って市場監督管理総局に報告しなければならない。

市場監督管理総局は、自ら又は受託者を通じて、義務者による制限的条件の履行行為に対し監督検査を行うことができる。受託者を通じて監督検査する場合には、市場監督管理総局は、審査決定においてこれを明確にしなければならない。受託者には、監督受託者及び分離受託者が含まれる。

「義務者」とは、経営者集中を制限的条件付で認可する旨の審査決定において関連義務の履行を要求された経営者をいう。

「監督受託者」とは、義務者の委託を受け、かつ、市場監督管理総局の評価確定を経た、義務者による制限的条件の実施に対し監督を行うこと及び市場監督管理総局に報告することに責任を負う自然人、法人又はその他の組織をいう。

「分離受託者」とは、義務者の委託を受け、かつ、市場監督管理総局の評価確定を経た、受託分離段階において分離業務の売却及び市場監督管理総局への報告に責任を負う自然人、法人又はその他の組織をいう。

第37条 受託者を通じて監督検査する場合には、義務者は、市場監督管理総局が審査決定を下した日から15日以内に、市場監督管理総局に対して監督受託者候補を提出しなければならない。制限的条件が分離である場合には、義務者は、受託分離段階に入る30日前までに、市場監督管理総局に対して分離受託者候補を提出しなければならない。受託者は、次の各号に掲げる要求に適合していなければならない。

- (一) 義務者及び分離業務の買手から独立していること。
- (二) 受託者の職責を履行する専門チームを有すること。チームメンバーは、制限的条件に対して監督を行うのに必要な専門知識、技能及び関連する経験を有していなければならない。
- (三) 実行可能な業務案を提出できること。
- (四) 過去5年に、受託者を務める過程で処罰を受けていないこと。
- (五) 市場監督管理総局が提起するその他の要求

市場監督管理総局が受託者を評価確定した後に、義務者は、受託者と書面による合意を締結して各々の権利及び義務を明確にし、かつ、市場監督管理総局に報告して同意を得なければならない。受託者は、勤勉に、かつ、責任を尽くして職責を履行しなければならない。義務者は、受託者に報酬を支払い、かつ、受託者のために必要なサポート及び便宜を提供する。

第38条 付加された制限的条件が分離である場合には、分離義務者は、審査決定で定めら

れた期限内に、適切な分離業務の買手を自ら見つけ出して売却合意を締結し、かつ、市場監督管理総局に報告して認可を経た後に分離を完了させなければならない。分離義務者が所定の期限内に分離を完了させることができなかつた場合には、市場監督管理総局は、分離受託者に委託して所定の期限内に適切な分離業務の買手を探させるよう義務者に要求することができる。分離業務の買手は、次の各号に掲げる要求に適合していなければならない。

- (一) 集中に参加する経営者から独立していること。
- (二) 必要な資源及び能力を有し、かつ、分離業務を用いて市場競争に参加する意思を有すること。
- (三) その他の監督管理機構の認可を取得すること。
- (四) 集中に参加する経営者から資金調達して分離業務を買い取ってはならない。
- (五) 市場監督管理総局が具体的な事件の状況に基づいて提起するその他の要求

買手は、分離業務中の一部の資産又は権益を既に有しており、又はその他のルートからこれらを獲得することができる場合には、分離業務の範囲に対する必要な調整の実施を市場監督管理総局に申請することができる。

第 39 条 義務者が市場監督管理総局の審査に提出する監督受託者、分離受託者及び分離業務の買手の候補は、原則としてそれぞれ 3 者以上とする。特殊な場合には、市場監督管理総局の同意を経て、上記の候補は、3 者より少なくすることができる。

市場監督管理総局は、義務者が提出した受託者及び委託合意並びに分離業務の買手候補及び売却合意に対し審査を行い、もってそれらが審査決定の要求に適合するよう確保しなければならない。

制限的条件が分離である場合には、市場監督管理総局による上記の審査の所要時間は、分離期間に算入しない。

第 40 条 審査決定で自己分離の期限を定めていない場合には、分離義務者は、審査決定が下された日から 6 か月内に適当な買手を見つけ出し、かつ、売却合意を締結しなければならない。分離義務者の申請及び理由説明を経た場合には、市場監督管理総局は、事情を斟酌して、自己分離の期限を延長することができる。但し、延長期間は、最長で 3 か月を超えてはならない。

審査決定で受託分離の期限を定めていない場合には、分離受託者は、分離受託開始の日から 6 か月内に適当な買手を見つけ出し、かつ、売却合意を締結しなければならない。

第 41 条 分離義務者は、市場監督管理総局が買手及び売却合意を審査認可した後に、買手と売却合意を締結し、かつ、締結の日から 3 か月内に分離業務を買手に移転し、所有権移転等の関連する法的手続を完了させなければならない。分離義務者の申請及び理由説明を経た場合には、市場監督管理総局は、事情を斟酌して、業務移転の期限を延長することができる。

第 42 条 市場監督管理総局の認可を経た買手による分離業務の買取りが申告基準に達する場合には、支配権を取得する経営者は、それを新たな経営者集中として市場監督管理総局に申告しなければならない。市場監督管理総局が審査決定を下す前に、分離義務者は、分離業務を買手に売却してはならない。

第 43 条 分離が完了する前において、分離業務の存続性、競争性及び市場性を確保するために、分離義務者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。



- (一) 分離業務と自身に残す業務との間の相互独立を保ち、かつ、一切の必要な措置を講じて、分離業務の発展に最もふさわしい方式により管理を行う。
- (二) 分離業務に対し不利な影響を有するおそれのあるいかなる行為も実施してはならない。これには、分離される業務の中堅従業員を招聘任用して分離業務の商業秘密又はその他の秘密保持情報を入手すること等を含む。
- (三) 専門の管理者を指定して、分離業務の管理に責任を負わせる。管理者は、監督受託者の監督下で職責を履行し、その任命及び交代について、監督受託者の同意を得なければならない。
- (四) 潜在的買手が公平かつ合理的な方式にて、分離業務に関する十分な情報を入手し、分離業務の商業的価値及び発展のポテンシャルを評価することができるよう確保する。
- (五) 買手の要求に基づいて必要なサポート及び便宜を提供し、分離業務の円滑な引継ぎ及び安定的な経営を確保する。
- (六) 分離業務を買手に遅滞なく引き渡し、かつ、関連する法的手続を履行する。

第44条 監督受託者は、市場監督管理総局の監督下で、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

- (一) 義務者による本規定、審査決定及び関連合意所定の義務の履行を監督する。
- (二) 分離義務者が推薦する買手候補及び締結しようとしている売却合意に対して評価を行い、かつ、市場監督管理総局に対し評価報告を提出する。
- (三) 分離業務売却合意の執行を監督し、かつ、市場監督管理総局に対し監督報告を定期的に提出する。
- (四) 分離に係る事項について分離義務者と潜在的買手とに生じた紛争の調整をはかる。
- (五) 市場監督管理総局の要求に従って、義務者による制限的条件の履行に関係するその他の報告を提出する。

市場監督管理総局の同意を経ない場合には、監督受託者は、自身が職責履行の過程において市場監督管理総局に提出した各種報告及び関連情報を開示してはならない。

第45条 受託分離段階において、分離受託者は、分離業務のために買手を見つけ出し売却合意を達成することに責任を負う。

分離受託者は、最低価格なしの方式にて分離業務を売却する権利を有する。

第46条 審査決定では、制限的条件の付加期限を定めなければならない。

審査決定に基づき、制限的条件が期限到来すると自動的に解除される場合において、市場監督管理総局の審査確認の結果、義務者が審査決定に違反していないときは、制限的條件は、自動的に解除される。審査決定への違反の状況が義務者に存在するときは、市場監督管理総局は、制限的条件の付加期限を適当に延長し、かつ、遅滞なく社会に公表することができる。

審査決定に基づき、制限的条件の期限到来後に義務者が解除を申請する必要がある場合には、義務者は、書面申請を提出し、かつ、理由を説明しなければならない。市場監督管理総局は、評価後に制限的条件を解除する旨を決定した場合には、遅滞なく社会に公表しなければならない。

制限的条件が分離である場合において、市場監督管理総局の審査確認の結果、義務者が全ての義務を履行完了しているときは、制限的条件は、自動的に解除される。

第 47 条 審査決定の発効期間に、市場監督管理総局は、自ら進んで又は義務者の申請に応じ、制限的条件に対して再審査を行い、制限的条件を変更又は解除することができる。市場監督管理総局は、制限的条件を変更又は解除する旨を決定した場合には、遅滞なく社会に公表しなければならない。

市場監督管理総局は、制限的条件を変更又は解除する場合には、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 集中取引当事者に重大な変化が発生しているか否か
- (二) 関連市場の競争状況に実質的变化が発生しているか否か
- (三) 制限的条件の実施が不必要又は不可能であるか否か
- (四) 考慮すべきその他の要素

## 第 5 章 違法に実施される経営者集中に対する調査

第 48 条 経営者集中が申告基準に達している場合において、経営者が申告せずに集中を実施し、申告後に認可を経ずに集中を実施し、又は審査決定に違反したときは、本章の規定により調査を行う。

第 49 条 違法な実施の嫌疑がある経営者集中については、いずれの単位及び個人も、市場監督管理総局に通報する権利を有する。市場監督管理総局は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面による形式を採用し、かつ、通報者及び被通報者の基本的な状況、違法な実施の嫌疑がある経営者集中に関連する事実及び証拠等の内容を提供している場合には、市場監督管理総局は、必要な審査確認を行わなければならない。

第 50 条 違法に実施される経営者集中の嫌疑が存在することを示す初歩的な事実及び証拠があるものについて、市場監督管理総局は、立件をし、かつ、書面により調査対象の経営者に通知しなければならない。

第 51 条 調査対象の経営者は、立件通知送達の日から 30 日以内に、経営者集中に該当するか否か、申告基準に達しているか否か、申告しているか否か、違法な実施であるか否か等に関係する文書・資料を市場監督管理総局に提出しなければならない。

第 52 条 市場監督管理総局は、調査対象の経営者が本規定第 51 条により提出した文書・資料を受領した日から 30 日以内に、違法に実施される経営者集中に調査対象の取引が該当するか否かについて初歩的な調査を完了させなければならない。

違法に実施される経営者集中に該当する場合には、市場監督管理総局は、更なる調査を実施する旨の決定を下し、かつ、書面により調査対象の経営者に通知しなければならない。経営者は、違法行為を停止しなければならない。

違法に実施される経営者集中に該当しない場合には、市場監督管理総局は、更なる調査を実施しない旨の決定を下し、かつ、書面により調査対象の経営者に通知しなければならない。

第 53 条 市場監督管理総局が更なる調査の実施を決定した場合には、調査対象の経営者は、市場監督管理総局の書面による通知を受領した日から 30 日以内に、本規定の経営者集中申告文書・資料に関する規定により、市場監督管理総局に関連文書・資料を提出しなければならない。

市場監督管理総局は、調査対象の経営者が提出した、前項の規定に適合する文書・資料を受領した日から120日以内に、更なる調査を完了させなければならない。

更なる調査の段階において、市場監督管理総局は、独占禁止法及び本規定に従い、調査対象の取引が競争の排除・制限効果を有し、又は有するおそれがあるか否かについて評価を行わなければならない。

第54条 調査過程において、調査対象の経営者及び利害関係者は、意見を陳述する権利を有する。市場監督管理総局は、調査対象の経営者及び利害関係者が提示した事実、理由及び証拠について事実確認を行わなければならない。

第55条 市場監督管理総局は、行政処分決定を下す前に、行政処分決定を下す事実、理由及び根拠を調査対象の経営者に告知しなければならない。

調査対象の経営者は、市場監督管理総局の定めた期限内に書面意見を提出しなければならない。書面意見は、関連する事実及び証拠を含んでいなければならない。

第56条 市場監督管理総局は、違法に実施される経営者集中に対し、法により処理決定を下さなければならない。かつ、社会に公表することができる。

## 第6章 法的責任

第57条 経営者が独占禁止法の規定に違反して集中を実施した場合には、独占禁止法第48条の規定により処罰をする。

第58条 申告者が関係状況を隠蔽し、又は虚偽の資料を提供した場合には、市場監督管理総局は、経営者集中申告について立件をせず、又は立件を取り消し、かつ、独占禁止法第52条の規定により処罰をすることができる。

第59条 受託者が要求どおりに職責を履行しなかった場合には、市場監督管理総局が是正を命ずる。情状が重大である場合には、受託者の交代を義務者に要求し、かつ、受託者に対し3万元以下の過料を科すことができる。

第60条 分離業務の買手が規定どおりに義務を履行せず、制限的条件の実施に影響を及ぼした場合には、市場監督管理総局が是正を命じ、かつ、3万元以下の過料を科すことができる。

## 第7章 附則

第61条 市場監督管理総局並びにその他の単位及び個人は、知り得た商業秘密、未開示情報又は秘密扱いの商務情報について秘密保持義務を負う。但し、法律法規の規定に基づき開示しなければならない場合、又は事前に権利者の同意を得ている場合を除く。

第62条 申告基準に達していないものの競争の排除・制限効果を有し、又は有するおそれのある経営者集中に対し、市場監督管理総局は、本規定により事実及び証拠を収集し、かつ、調査を行うことができる。

第63条 審査又は調査の過程において、市場監督管理総局は、聴聞を組織することができる。聴聞手続は、「市場監督管理行政許可手続暫定規定」及び「市場監督管理行政処分聴聞暫定弁法」により執行する。

第64条 経営者に送達する必要がある書面文書について、送達方式は、「市場監督管理行

経営者集中審査暫定規定  
(国家市場監督管理総局)

全文和訳(曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所), 2000年12月2日版)

政処罰手続暫定規定」を参照して執行する。

第65条 本規定は、2020年12月1日から施行する。

(法令原文名称：経営者集中審査暫行規定)

シテューワ法律事務所